

令和 7 年 第 1 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

提 出 議 案 説 明 資 料 （ 附 属 資 料 ）

（ 2 月 12 日 提 案 分 ）

警 察 本 部

目 次

ページ

1	神奈川県地方警察職員定数条例新旧対照表	1
2	神奈川県警察運転免許センターにおける駐車場の使用料並びに運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例新旧対照表	2
3	自動車保管場所証明書交付申請手数料等徴収条例新旧対照表	3

神奈川県地方警察職員定数条例(昭和29年神奈川県条例第32号)

改正後		改正前	
第1条 (略) (職員の定数)		第1条 (略) (職員の定数)	
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	
職員の区分		職員の区分	
警察官	警視	警 視	393人
	警部	警 部	926人
	警部補及び巡査部長	警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,438人
	巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。)	巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。)	4,946人
	計	計	15,703人
警察官以外の職員		警 察 官 以 外 の 職 員	
合計		合 計	
1,722人		1,725人	
17,489人		17,428人	
2～4 (略)		2～4 (略)	
第3条 (略)		第3条 (略)	

神奈川県警察運転免許センターにおける駐車場の使用料並びに運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例（昭和42年神奈川県条例第37号）

改正後			改正前		
第1条～第6条（略） 別表第1（第3条関係）			第1条～第6条（略） 別表第1（第3条関係）		
自動車の種類	金 額		自動車の種類	金 額	
	持ち込んだ自動車を使用して運転練習をする場合	知事が提供する自動車を使用して運転練習をする場合		持ち込んだ自動車を使用して運転練習をする場合	知事が提供する自動車を使用して運転練習をする場合
大型自動車（トラックに限る。）	1回につき 4,650円	1回につき 9,650円	大型自動車（トラックに限る。）	1回につき 4,120円	1回につき 8,700円
大型自動車（バスに限る。）	同 4,650円	同 9,850円	大型自動車（バスに限る。）	同 4,120円	同 9,110円
中型自動車（トラックに限る。）	同 4,650円	同 9,350円	中型自動車（トラックに限る。）	同 4,120円	同 8,440円
中型自動車（バスに限る。）	同 4,650円	同 9,600円	中型自動車（バスに限る。）	同 4,120円	同 8,850円
準中型自動車（トラックに限る。）	同 4,650円	同 9,350円	準中型自動車（トラックに限る。）	同 4,120円	同 7,990円
普通自動車	同 4,250円	同 7,450円	普通自動車	同 3,760円	同 6,350円
大型特殊自動車	同 4,650円	同 9,400円	大型特殊自動車	同 4,120円	同 8,240円
けん引自動車	同 4,650円	同 8,950円	けん引自動車	同 4,120円	同 7,780円
備考 運転練習を指導する者として知事が別に定めるものを同乗させる場合は、この表に掲げる金額に2,400円を加算した額とする。 別表第2（略）			備考 運転練習を指導する者として知事が別に定めるものを同乗させる場合は、この表に掲げる金額に2,390円を加算した額とする。 別表第2（略）		

自動車保管場所証明書交付申請手数料等徴収条例（昭和47年神奈川県条例第12号）

改正後	改正前
(削除)	<u>(保管場所標章の交付に係る手数料の徴収)</u> <u>第3条 法第6条第1項に規定する保管場所標章（以下「保管場所標章」という。）の交付又は再交付を申請する者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</u> (1) 保管場所標章交付手数料 500円 (2) 保管場所標章再交付手数料 500円 <u>2 前項の手数料は、保管場所標章の交付又は再交付を申請する際に納付しなければならない。</u>
(手数料の免除)	(手数料の免除)
<u>第3条 前条の規定にかかわらず、国若しくは地方公共団体の機関又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校については、手数料を免除する。</u>	<u>第4条 前2条の規定にかかわらず、国若しくは地方公共団体の機関又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校については、手数料を免除する。</u>
<u>第4条 （略）</u>	<u>第5条 （略）</u>